ゼミナール 外為実務 Q&A

Seminar

Operations and Administration in the Foreign Exchange Question & Answer

CONTENTS-目次

I 輸出取引

1. 信用状の通知

| Q | 1 | 信用状接受時の留意点2 |
|------------------|--------------------|---|
| Q | 2 | ノン・コルレス先からの信用状接受4 |
| Q | 3 | 手形の振出を求めない信用状5 |
| Q | 4 | 輸出信用状の確認6 |
| Q | 5 | サイレント・コンファーム8 |
| Q | 6 | 信用状の譲渡の申し出] [] |
| Q | 7 | 送り状の差替えを伴う信用状の譲渡]2 |
| | 2. | 信用状付輸出為替の買取 |
| | | |
| Q | | 輸出前貸実行時の留意点 |
| Q Q | 8 | |
| Q | 8 | 輸出前貸実行時の留意点 |
| Q | 8 9 10 | 輸出前貸実行時の留意点 |
| Q Q Q | 8 9 10 | 輸出前貸実行時の留意点 |
| Q Q Q Q | 8 9 10 11 | 輸出前貸実行時の留意点 ·······13 輸出円貸代り金振込承諾書の発行 ·····15 第三者名義委任状付輸出手形の買取 ······17 海外で譲渡された L/C 付輸出為替トラブル ·····19 |
| | 8 9 10 11 | 輸出前貸実行時の留意点 |

| Q | 16 | 指定銀行の手形引受拒絶29 |
|----|--------------|---|
| Q | 17 | 手形引受後の買戻請求31 |
| Q | 18 | ディスクレを発見したときの対応32 |
| Q | 19 | 信用状発行銀行からの支払拒絶通知34 |
| Q | 20 | 不知文言記載の B/L を伴う輸出為替買取37 |
| Q | 21 | 代理人の署名を要求する検査証明書39 |
| Q | 22 | プリテンド・ネゴとアプルーバル扱い41 |
| | 3. | 信用状なし輸出為替の買取・取立 |
| Q | 23 | D/P, D/A 手形買取時の与信上の留意点43 |
| Q | 24 | 信用状取引から信用状なし取引への切替え45 |
| Q | 25 | 輸入国の為替制限による決済遅延47 |
| Q | 26 | 手形の買戻しと同時履行の抗弁権48 |
| | 4. | 輸出手形保険 |
| Q | 27 | 輸出手形保険の保険関係の成立要件49 |
| Q | 28 | 輸出手形保険における免責要件53 |
| Q | 29 | 輸出手形保険付保時の留意点56 |
| Q | 30 | 輸出手形保険の内容変更58 |
| Q | 31 | 輸出手形の保険事故59 |
| □: | ラム(<u>)</u> |) ネゴ・アドバイスを知っていますか?62 |
| | | |
|] | II . | 輸入取引 |
| | 1. | 輸入信用状の発行 |
| | 32 33 | 輸入信用状発行時の与信上の留意点64 第三者名義での輸入信用状の発行66 |
| | | |

| _ | 34 | リンバース方式における信用状発行銀行の義務等67 |
|---|----|-----------------------------------|
| | 35 | 輸入信用状の再発行70 |
| | 36 | 船積書類直送条件のある輸入信用状の発行71 |
| Q | 37 | リボルビング信用状の発行73 |
| | 2. | 信用状取引における L/G |
| Q | 38 | 信用状取引に基づく L/G 実行後のアンペイド …74 |
| Q | 39 | L/CベースL/GとB/CベースL/Gの相違点 …78 |
| Q | 40 | 荷物引取保証状 (L/G) の紛失 ······80 |
| Q | 41 | シングル L/G の問題点と対策81 |
| | 3. | 信用状付輸入為替の到着・決済 |
| Q | 42 | UCP 600 の基本原則と信用状取引約定書の要旨 …84 |
| Q | 43 | Sea Waybill, Through B/L, Charter |
| | | Party B/L86 |
| Q | 44 | 信用状の条件変更の効力89 |
| Q | 45 | 取引先休業中のディスクレ諾否対応91 |
| Q | 46 | 信用状発行日以前の船積93 |
| Q | 47 | B/L 1 通直送条件付信用状のリスク ·····95 |
| Q | 48 | サレンダード B/L97 |
| Q | 49 | ISBP (国際標準銀行実務) とは99 |
| Q | 50 | G.S.P.: Form A100 |
| Q | 51 | 輸入ユーザンスの種類102 |
| Q | 52 | 輸入ユーザンスと T/R の関係105 |
| Q | 53 | ユーザンス手形に貼付する印紙107 |
| Q | 54 | 輸入与信極度超過先への対応108 |
| Q | 55 | 取引先の倒産と債権保全・回収策] 10 |
| Q | 56 | 信用状付一覧払輸入手形の補償遅延利息] 12 |

4. B/C ベース輸入為替 O. 57 輸入 B/C と取立統一規則の関係 …………114 O 58 輸入 B/C の呈示遅延 ······115 O 59 D/P 条件の期限付手形 ·······116 O 60 書類引渡条件と異なる輸入者からの申し出 ……117 O 61 期日が切迫している D/A 条件の輸入 B/C ……118 輸入 B/C の利息支払拒絶 ······119 O 62 O 63 輸入 B/C の支払拒絶通知の必要性 ………120 ダイレクト・コレクション ……………121 O 64 B/C ベース丙号 T/R の問題点 ······123 O 65 5. インコタームズ O 66 FOB, CFR, CIF の相違点 ·······124 Q 67 輸送手段に適した取引条件とコンテナ輸送 ······126 O 68 アメリカの FOB 契約 ······129 コラム② プレ・アドバイスを知っていますか? ………132 貿易外取引 1. 仕向外国送金 外国送金依頼書受付時の留意事項 ………134 O 69 O 70 米国の敵産管理法と OFAC 規制 ………137 O 71 受取人取引銀行等を特定するコード (IBAN, BIC, ABA ほか)139 O 72 米国向けの円建送金 ……………141 O 73 マイナー通貨建の外国送金 …………143

| Q | 74 | 電信送金の到着遅延によるクレーム145 |
|---|------------|---------------------------|
| Q | 75 | 送金未着の照会147 |
| Q | 76 | 送金小切手再発行の申し出149 |
| Q | 77 | FEDWIRE & CHIPS152 |
| Q | 78 | 国内払の手形・小切手の呈示154 |
| | 2. | 被仕向外国送金 |
| Q | 79 | 外為円決済制度155 |
| Q | 80 | 被仕向外国送金の接受158 |
| Q | 81 | 受取人からの別口座への入金依頼159 |
| Q | 82 | 支払後の誤払いの判明161 |
| Q | 83 | 負担者明示のない被仕向銀行の手数料163 |
| | 3. | 小切手・クリーンビルの買取・取立 |
| Q | 84 | 米国払裏書譲渡小切手の留意点164 |
| Q | 85 | 呈示期間経過後の小切手の取扱い166 |
| Q | 86 | トレジャリー・チェックの取扱い167 |
| | 4. | 外貨両替 |
| Q | 87 | ニセ札の疑いのある米ドル紙幣の両替169 |
| Q | 88 | 銀行で購入した米ドルが二セ札とのクレーム・…171 |
| Q | 89 | カウンターサインのある旅行小切手の買取依頼…173 |
| | 5 . | 外貨預金 |
| Q | 90 | 外貨預金販売時の留意点175 |
| Q | 91 | 外貨預金の仕組み・実質利回り179 |
| Q | 92 | 外貨定期預金の期限前解約180 |
| Q | 93 | 外貨預金の税法上の取扱い182 |

| Q 94 Q 95 | 通貨オプション付外貨預金の取扱い183 通貨オプション付円定期預金の取扱い185 |
|--|--|
| 6 | . インパクトローン |
| Q 97 | インパクトローンの留意点と活用方法187 ユーロ円インパクトローン192 ③ FATF のテロ資金供与に関する特別勧告VII(電信 送金)を知っていますか?194 |
| IV | その他 |
| 1 | . 外国為替相場・為替予約 |
| Q 98 Q 99 Q 100 Q 101 Q 102 Q 103 | 為替予約と通貨オプションの相違点196 金利スワップ利用による金利の固定化198 電話での為替予約の申込み201 |
| Q 104 Q 105 Q 106 | 仲介貿易の取引形態207 仲介貿易のための信用状発行210 スイッチ貿易212 . 外為法と関連法令・制度 |
| Q 107 Q 108 | 外為取引における本人確認制度 214 銀行等の適法性の確認義務 |

| Q 109 | 本人確認義務と取引拒否,疑わしい取引の届出 220 |
|-------|----------------------------|
| Q 110 | 法人取引の本人確認(取引時確認)と対象者 …224 |
| Q 111 | 輸出管理について225 |
| Q 112 | 輸入管理について227 |
| Q 113 | 「支払又は支払の受領に関する報告書」の提出 …229 |
| Q 114 | 国外送金等調書提出制度232 |
| Q 115 | 基準外国為替相場と裁定外国為替相場234 |
| Q 116 | 海外預金口座開設時の留意点235 |
| 4 | . 保証 |
| Q 117 | スタンドバイ信用状の特徴237 |
| Q 118 | スタンドバイ信用状統一規則239 |
| Q 119 | 支払保証状の発行依頼受付時の留意点240 |
| Q 120 | 海外宛に発行する保証状242 |
| Q 121 | 請求払保証統一規則の特徴244 |
| Q 122 | 保証状の条件変更通知246 |
| Q 123 | 前受金返還保証の保証解除依頼の受付248 |
| Q 124 | 関税・消費税等延納保証249 |
| _5_ | . 国際業務推進ほか |
| Q 125 | フォーフェイティング251 |
| Q 126 | オープンアカウント輸出債権買取254 |
| Q 127 | 輸出ファクタリング256 |
| Q 128 | 貿易保険258 |
| Q 129 | L/C パック260 |
| Q 130 | NDF(差金決済型為替予約) ······261 |
| Q 131 | 海外現地生産への移行263 |
| Q 132 | 外為 EB サービス265 |

| Q 133 | 外為 WEB サービス ······26 |
|-------|----------------------|
| Q 134 | ボレロ26 |
| Q 135 | CLS27 |
| Q 136 | 外貨建会計基準の要点27 |
| Q 137 | ネッティング27 |

おことわり

本書では、下記に基づいた表現をいたします。

- 1. 文中に出てくる諸規則を、原則以下のように統一して表記する。
 - ・「ICC 荷為替信用状に関する統一規則および慣例(信用状統一規 則) 2007 年 改訂版 No.600 | → UCP 600
 - •「ICC 取立統一規則 1995 年改訂版 No.522」→ URC 522
 - ・「ICC 荷為替信用状に基づく銀行間補償に関する統一規則 No.725」→ URR **725**
 - ・「Incoterms 2010」 →インコタームズ 2010
- 2. 便宜上,金融機関を総称して銀行と表記する。

本書の内容に関する訂正等の情報

本書は内容につき精査のうえ発行しておりますが、発行後に訂正(誤記の修正)等の必要が生じた場合には、当社ホームページ(http://www.khk.co.jp/)に掲載をいたします。

(ホームページトップ: メニュー 内の 追補・正誤表)

I 輸出取引



1. 信用状の通知

[] 信用状接受時の留意点

海外の銀行から信用状を接受し、受益者に通知する場合 の点検事項、留意点は何か?

A 通知銀行は、発行銀行に対して受任者としての「善良な管理者の注意義務」(以下、善管注意義務という)を負い、UCP 600に定められた通知銀行の義務を迅速に遂行することが求められます。

Comment

1. UCP 600 第 9 条に定められている通知銀行の義務

通知銀行は,次の点に留意しなければならない。

- ① 受信した信用状または条件変更の外見上の真正性に自行が満足していること、および、その通知が受信した信用状または条件変更の条件を正確に反映していることの2点を受益者宛の通知書に表明すること。
- ② また,通知銀行は他の銀行(第2通知銀行)に通知を依頼することができるが,依頼を受けた第2通知銀行も上記①に記載したことと同様のことが求められている。
- ③ もし、自行が上記①の外見上の真正性に満足できない場合は、その指図を受信したと見られる銀行に遅滞なく通報しなければならない。それにもかかわらず、通知することを選択した場合には、前述の満足できない旨を受益者または第2通知銀行に通報しなければな

らない。

2. 信用状を接受し、通知する場合の点検事項、留意点

発行銀行と通知銀行は委任関係にある。接受した銀行が通知すること を選んだ場合は、通知銀行として発行銀行に対する受任者としての善管 注意義務を負う。したがって、UCP 600 に定められた通知銀行の義務を 遵守し、トラブル防止のため下記のような事項の点検を行うとともに、 受益者には遅滞なく通知することが求められる。

- ① 効力をもった信用状であるか (UCP 600 第11条)。電信の場合 Avoid Duplication 等の注意喚起文言がないか。また、発行銀行はコ ルレス先か。非コルレス先の場合、その旨受益者に通知する。
- ② 信用状の通知に際しては、外見上の真正性に自行が満足している こと、および、その通知が受信した信用状または条件変更の条件を 正確に反映していること、の2点を受益者宛の通知書に明記する。
- ③ 外見上の真正性に満足できない場合は、送信してきた銀行に遅滞 なく涌報する。それにもかかわらず信用状または条件変更を通知す る場合には、その旨を通知書に明記する(UCP 600 第 9 条)。
- ④ 通知銀行は他の銀行に通知を依頼することもできるが、依頼を受 けた銀行(第2通知銀行)も、上記②および③に記載したことが求 められている。
- ⑤ UCP 準拠文言があり、かつ取消不能信用状であるか。
- ⑥ 信用状に確認付加の依頼文言があれば、Q4 Comment 3の 記載の手続を行う。
- (7) 信用状の受益者が自行宛に期限付手形を振り出す(自行引受)条 件の信用状か否か。自行引受の場合は、別途行内稟議で発行銀行宛 与信供与の承認を得る。
- ⑧ ノン・コルレス先発行の信用状で、自行にリストリクト (RESTRICT) されていれば、発行銀行に照会する。

フン・コルレス先からの信用状接受

インドの銀行から電信で信用状のプレ・アドバイスを受信したが、ノン・コルレス先からのものであり、テスト・キーの照合ができず、また後日送付されてきた信用状原本の署名照合もできないので、信用状が真正なものか否かについて確認ができない。どのように確認すればよいか?

A ノン・コルレス先からの接受であり、通知義務はありませんが、トラブルが生じないよう、受益者の立場を考慮した遅滞のない柔軟な対応が必要です。

Comment

1. 対応方法

発行銀行は,通常,コルレス契約を締結している銀行を通知銀行に選定する。その理由は,通知銀行が発行銀行から受信した真正な通信文であることを確認できるようにするためである。すなわち,前述 (Q1) のとおり,信用状が正規に発行されたかどうかを確認しなければならないため,信用状の通知に関しても,あらかじめコルレス契約で取決めがなされている。

本件は、コルレス契約がないので契約上は通知義務を負っていない。 しかしながら、この場合の対応としては、信用状の通知を待っている受益者の立場も考慮した、かつ UCP 600 第9条 f 項の規定にも則った下記のいずれかの対処方法が考えられる。

① 信用状到着案内書に、「本信用状は、ノン・コルレス先発行の信用 状で、テスト・キーの照合ができず、真正か否かについて通知銀行 としては責任は負えない」旨を明記して受益者に通知する。

ゼミナール 外為実務Q&A [五訂版]

初 版 第1刷発行 2001年11月15日 者 経済法令研究会 2003年11月30日 改訂版 第1刷発行 金子幸司 発行者 三訂版 2007年11月20日 第1刷発行 2011年11月30日 四訂版 第1刷発行 発 行 所 ㈱経済法令研究会 2014年6月20日 五訂版 第1刷発行 2014年12月10日 第2刷発行 〒 162-8421 東京都新宿区市谷本村町 3-21 電話 代表 03-3267-4811 制作 03-3267-4823

営業所/東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

カバーデザイン/中原絵理奈(㈱ケイズ) 制作/吉川大資 印刷/あづま堂印刷㈱

© Keizai-hourei kenkyukai 2014 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-2346-2

"経済法令グループメールマガジン"配信ご登録のお勧め

当社グループが取り扱う書籍,通信講座,セミナー,検定試験情報等,皆様にお役立ていただける情報をお届け致します。下記ホームページのトップ画面からご登録いただけます。

☆ 経済法令研究会 http://www.khk.co.jp/ ☆

☆ 在伊尔丁训九云 III.p.//www.klik.co.jp/ ☆

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。